

第 14.9.16
第 56 号

第 56 号

勞務秘第 1178 號

大正十四年九月十四日

警視總監 太田 政司

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
 社会局長 官長 園隆一郎 殿
 京都 大阪 神奈川 千葉
 愛知 兵庫 福岡
 各府縣長官 殿
 東京地方裁判所 檢事 正 殿

日本建築工業株式会社 労務委員 関スル件
 (第 56 号)

アテ漸クコレヲ取り止メタト閉ク。吾々ハ斯ル無情ニシテ社会ノ進會ヲ解セムハ政府ノ公認セントスル勞働組合ヲ暴力的行動ヲ以テ撲滅セントスルガ如キ人物ヲ工場長トシテ安心シテ工場ニ勤務スル事ハ出来ナイノミナラス会社ノ将来ニ危険ナラシムル也。和社社長ノ上京ヲ促シ事情ヲ迷ハ高村ヲ辞任マシムベキガ至當ナル事ヲ訴ヘテ、
 社長ハ意外ニ「社長ノ信ズル行為ニ對シテ職工ノ容喙スル所ニテラス」とシテ、
 將來ヲ思フ切ナル訴ヘニ對シテ一考ダニセズ拒絶シテシマタ而シテ高村
 力約行為ヲ善良ナルガ如ク稱シテ居ルノデアル。

諸君吾々ハ現在ノ社会ニ未ダ曾ツテ斯ル暴虐ナル資本家アルヲ聽カズ
 斯ル無暴ナル工場長ノ下ニ働クトキハ吾々ノ生活ノ前途、全ク暗黒ナリトシテ安心シテ働ク事ハ出来ナイノデアル故ニ吾々ハ余義ナク罷業ヲ宣シ吾々ノ正義、誠意トシテ貫徹スルマデ戦フコトヲ聲明シ賢明ナル市民諸君批判ニ請フ同僚諸君御注意ニテ
 畢職工ノミデナク組長職工工場専務ノ同意見ナルヲ附記ス
 一九二五、九三、
 日本建築工業株式会社 従業員
 議團本部 蒲田新宿 五七五
 日本勞働總同盟 東京 鉄工組合 蒲田第三支部